

# 香港タックスアラート

(香港税務速報)

第3回 | 2023年4月



## 香港におけるオンショア持分処分益の 非課税に関する課税確実性強化スキーム案

### サマリー

香港特別行政区（以下、香港）政府は、香港の持分処分によるオンショア利益の非課税に関する課税の確実性を高めるためのスキーム案に関する貿易協議を開始した。このスキームは、2024年1月1日から発効することが提案されている。

このスキーム案では、特定のオンショア持分処分益を資本性のあるものとして非課税とするためのブライトラインテストが導入される。企業がこのテストを満たさないからといって、該当する利益が自動的に課税対象となるわけではない。ブライトラインテストは、不動産関連事業に従事する特定の投資先企業の保険者及び持分処分益には適用されない。

財務長官は、2023-24年度予算案<sup>1</sup>において、香港政府は、香港における課税の確実性を高めるために、持分処分によるオンショア利益の非課税に関する明確なガイドラインを提供すると発表した。これは、2023年1月1日施行の改正された香港の域外からの所得に関する免税（FSIE）制度<sup>2</sup>を踏まえ、オンショア持分処分益が資本性を有する非課税の所得かどうかを判断するための客観的なテストを導入してほしい、というステークホルダーの要望に応えるためのものでもある。

2023年3月23日、香港政府は「オンショア持分処分益の課税確実性の強化」と題するコンサルテーションペーパーを発表した。このコンサルテーションペーパーでは、オンショア持分処分益に対する課税確実性強化スキームの導入が提案された。

### 1. 課税確実性強化スキーム案

#### 非課税の基本的な条件

スキーム案では、以下の条件を満たす場合、投資企業が得たオンショア持分処分益は、「バッジ・オブ・トレード」分析を行う必要なしに非課税とみなされることになる。

「投資企業は、持分処分日の直前日に少なくとも24ヶ月間、投資先企業の持分の15%以上を継続して保有している」

1 2023-24年度予算案に関する演説は、このリンクからアクセス可能: [The 2023-24 Budget - Home](#)

2 FSIE制度の下では、経済的実体要件または資本参加免除制度の要件が満たされない限り、オフショア持分処分益は香港で受け取った時点で課税対象とみなされる。このようなオフショア所得に対しては、2023年から税制上の優遇措置は適用されない

このスキームは、納税者がオンショア持分処分益について非課税として申請するための代替的なオプションを提供するものである。このスキームにより、前述の条件を満たさない場合でも、納税者は、所得が資本的なものか収益的なものかを確認するために判例法で確立された原則に基づき、処分益に対して資本性のあるものとして申請することができる。投資ファンドの場合、オンショア持分処分益の非課税を享受するための新たな選択肢として、統一ファンド免税制度に基づく免税があり、同制度の所定の条件を満たしていることが条件となる。

## 適格投資主体

適格投資主体は、(1)法人（自然人を除く）、パートナーシップや信託など個別の金融口座を準備している組織を含み、(2)香港または非香港の居住者である可能性がある。

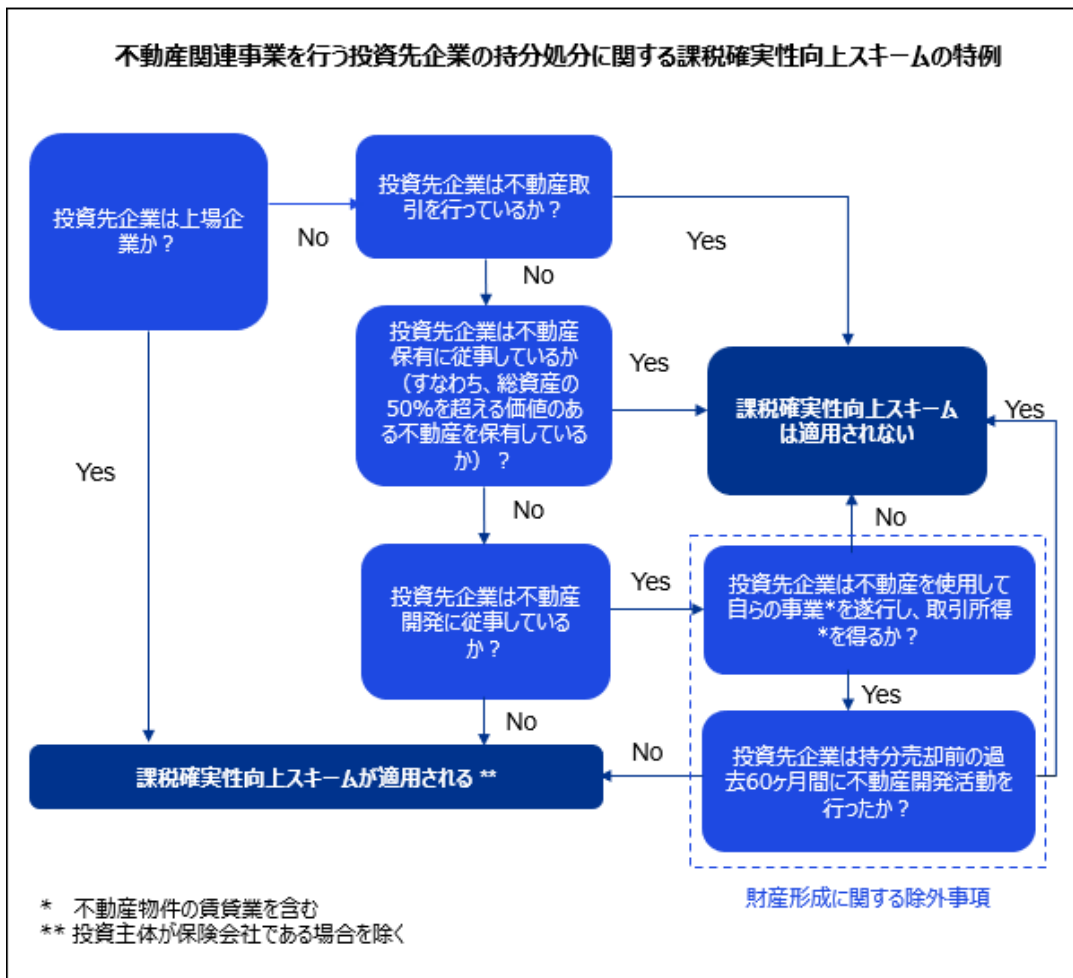
## 適格持分

この制度は、以下に述べる除外事項を除き、様々な形態の持分（普通株式、優先株式<sup>3</sup>、パートナーシップ持分など）の処分によるオンショア所得に適用されます。投資先の事業体は、香港内外で法人化または設立することができる。

## スキームからの除外事項

提案された本スキームからの除外事項は以下の通り：

- 除外された投資主体 - 保険会社は適格投資主体ではなく、保険事業者の持分処分益は本スキームの対象外となる。
- 除外された投資先持分 - **不動産取引、不動産開発、不動産保有**を行う特定の投資先事業体での持分の処分による所得を、このスキームから除外する特例が適用される。詳細は下図を参照すること。



- 従来、「バッジ・オブ・トレード」分析に従って税務上トレーディング目的の株式とみなされていた持分については、このスキームの対象から除外される。

3 ただし、適用される会計原則において金融負債として会計処理される優先株式は含まれない。

## 持分処分損失の税務上の取り扱い

このスキームは、持分の処分によるオンショア損失の性質（資本性又は収益性）が、引き続き「バッジ・オブ・トレード」分析に基づいて決定されるという既存の税制に影響を与えることはない。

## 2. 予定されているスケジュール

この強化スキームが実施されるスケジュール案は以下の通り。

- 協議期間 - 2023年3月23日から5月22日
- 改正法案の立法会への提出 - 2023年下期
- このスキームの発効日 - 2024年1月1日

## KPMGの見解

コンサルテーションペーパーに基づく、このスキーム案に関するKPMGの見解は以下の通り。

1. 香港政府が、香港における課税の確実性を高めるために、オンショア持分処分益を資本的性質があるものとして非課税とする客観的な基準を導入するという、ステークホルダー（KPMGを含む）の提言に応えたことは喜ばしいことである。
2. 現在、シンガポールでは、以下の条件を満たす場合、ある会社（譲渡企業）が他の会社（投資先企業）の普通株式を処分することによって得られる所得に対する非課税措置が提供されている。

「その譲渡企業は、当該株式の処分日の直前日までの少なくとも24ヶ月間の継続した期間において、常に当該投資先企業の普通株式の少なくとも20%を法的かつ実質的に所有している」

シンガポールの非課税措置にはいくつかの例外がある。例えば、シンガポールまたはその他の地域に所在する不動産の取引または保有に従事する、あるいはシンガポールまたはその他の地域で不動産開発を行う特定の企業の普通株式の処分による所得には、非課税措置は適用されない。

香港で提案されている強化スキームは、以下の点で現在のシンガポールの非課税措置より優遇されている。

- より広い範囲 - ささまざまな形態の持分をカバーし（シンガポールは普通株式のみ）、投資家／投資先企業は他の法的形態の事業体であることも可能（シンガポールは会社形態のみ）
  - 軽減された所有要件 - 15%（シンガポールは20%）
  - サンセット条項の排除 - 香港で提案されているスキームでは有効期限がないのに対し、シンガポールでは2027年12月31日までしか免税されない（期限切れで延長される場合を除く）
3. 改正法案の詳細は将来発表されるという前提で、現時点のスキーム案に対して、考慮する必要がある潜在的な問題点は以下の通り。
    - 「受益権」の要件があるかどうか、ある場合は、持分に対する受益権者の地位をどのように評価するか
    - 事業グループは、特別目的会社（SPV）を設立して、賃貸収入を得るために貸し出される不動産（およびその他の資産）を保有することができる。このようなSPVは、不動産の保有にのみ従事し、不動産開発には従事しない可能性がある。さらなる明確化が必要だが、このようなSPVには、不動産開発に従事する投資先企業の除外案が適用されず、不動産保有に従事する投資先企業とみなされるため、このスキームから除外されると考えられる。
    - トレーディング株式として扱われていた持分をこのスキームから除外することは、（残りの）持分をトレーディングから長期投資目的へ保有する意図が変わった場合、投資主体がこのスキームに依拠することができず、「バッジ・オブ・トレード」の原則に基づき、残りの持分の将来の処分について非課税の申請をしなければならないことを示唆している。

4. オンショア持分処分益に対する非課税案とBEPS2.0に基づくグローバル/ミニマムトップアップ税との間の相互作用を検討する必要がある。特に、ポートフォリオ以外の持分保有<sup>4</sup>による処分益は、GloBEルールに基づく実効税率を計算する目的でGloBE所得から除外できることから、非課税案の利点は、香港で実施されるグローバル/ミニマムトップアップ税によって無効化されてはならないと考えられる。

4 ポートフォリオ以外の持分保有とは、事業体の利益、資本、準備金、議決権の10%以上の権利を持つ事業体の所有権を意味する。

## Hong Kong (SAR) Tax Alert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



**Vivian Chen**  
陳 蔚  
**Head of GJP China Tax**  
Tel: +86 755 2547 1198  
[vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)



**Lisa Li**  
李 輝  
**Partner**  
Tel: +86 10 8508 7638  
[lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)



**Jie Xu**  
徐 潔  
**Partner**  
Tel: +86 21 2212 3678  
[jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)



**Rui Matsuo**  
松尾 塁  
**Senior Manager**  
Tel: +852 2978 8924  
[rui.matsuo@kpmg.com](mailto:rui.matsuo@kpmg.com)



**Deborah Leung**  
梁 秀章  
**Senior Manager**  
Tel: +852 2685 7742  
[deborah.leung@kpmg.com](mailto:deborah.leung@kpmg.com)



**Sayaka Makiyama**  
牧山 紗綾花  
**Manager**  
Tel: +852 2685 7548  
[sayaka.makiyama@kpmg.com](mailto:sayaka.makiyama@kpmg.com)



**Taro Mitani**  
見谷 太郎  
**Manager**  
Tel: +852 3927 5780  
[taro.mitani@kpmg.com](mailto:taro.mitani@kpmg.com)



**Takayuki Ogawa**  
小河 孝之  
**Manager**  
Tel: +852 3927 5525  
[takayuki.ogawa@kpmg.com](mailto:takayuki.ogawa@kpmg.com)



**Masatoshi Okumura**  
奥村 雅敏  
**Manager**  
Tel: +852 2685 7584  
[masatoshi.okumura@kpmg.com](mailto:masatoshi.okumura@kpmg.com)



**Yasuhito Otsuka**  
大塚 靖仁  
**Manager**  
Tel: +852 2685 7455  
[yasuhito.otsuka@kpmg.com](mailto:yasuhito.otsuka@kpmg.com)

[kpmg.com/cn/socialmedia](https://kpmg.com/cn/socialmedia)



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.